周知依頼

この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部より、本会に対し、下記の通り周知の依頼がありました。

厚生労働省では、職場における熱中症対策を強化するため 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」により、
労働安全衛生規則 612 条の 2 が新設され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されます。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、
下記の URL 等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月 1 日から改正労働安全衛生規則が施行されます
●施行通達：【令和 7 年 5 月 20 日付け基発 0520 第 6 号】労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について
●パンフレット：nettyuusyou_p8_0227nyuko_0325syu_ol
●リーフレット：nettyuusyou_A4_0227nyuko_0325syu_ol

添付ファイル
https://kinkid-s.jp/news/2025.5.28-2.pdf

https://kinkid-s.jp/news/2025.5.28-3.pdf

配信に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
全国中小企業団体中央会
労働政策部 岡部
TEL：03-3523-4903
E-mail：roudo-seisaku@mail.chuokai.or.jp